

令和 7 年度 京都市・公共交通ネットワークの連携強化業務
業務受託候補者選定に係る評価要領

(目的)

第 1 条 この評価要領は、「令和 7 年度京都市・公共交通ネットワークの連携強化業務」において、歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会設置要綱第 3 条の規定により受託候補者を選定するために行う評価について必要な事項を定める。

(評価方法)

第 2 条 令和 7 年度 京都市・公共交通ネットワークの連携強化業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、企画提案者から提出された企画提案書等の書類及びヒアリング結果に基づいて評価する。

(評価基準)

第 3 条 企画提案書の評価は、別紙「選定評価シート」により行う。

- 2 選定委員会は、各委員の評価点の合計値を企画提案者の評価点とする。
- 3 評価点の合計値が最も高い者を業務受託候補者とする。
- 4 評価点が同点の場合は選定委員会の委員長が業務受託候補者を選考する。

附 則

(施行期日)

この要領は、決定の日から施行する。